

焼却処理の実施担当区分

1市
2町

保管場所（前処理）



運搬



大崎
広域



焼却施設（混焼）

運搬



最終処分場（埋立）



焼却処理の実施施設

焼却施設

施設名	処理能力		所在地
	令和4年3月まで	令和4年4月以降	
西部玉造クリーンセンター	40トン/8時間 20トン×2炉	廃止	大崎市岩出山
中央クリーンセンター	120トン/24時間 60トン×2炉	140トン/24時間 70トン×2炉	大崎市古川
東部クリーンセンター	96トン/16時間 48トン×2炉	96トン/16時間 48トン×2炉	遠田郡涌谷町

最終処分場

施設名	埋立容量	所在地
大日向クリーンパーク	135,200立方メートル	大崎市三本木

焼却処理計画①

1 焼却対象

- ①400Bq/kg超8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物
- ②平成28年に環境省が測定した結果を基本とし，放射性セシウム濃度が400Bq/kgを超えるロット（山）を対象
ただし，ロットを全て再測定し，8,000Bq/kgを超えるロールがあった場合は除外

2 焼却処理期間

約7年間

3 焼却灰の放射性セシウム濃度の上限

1,193 Bq/kg

4 空間線量の上限

0.23 μ Sv/h

5 前処理作業の担当

1市2町が保管している農林業系汚染廃棄物をそれぞれの市町が担当



混焼計画

1 焼却施設

- ① 3 焼却施設を使用して1市2町の農林業系汚染廃棄物を焼却処理
- ② 西部玉造クリーンセンター及び中央クリーンセンターは大崎市が，東部クリーンセンターは涌谷町，美里町が主体として使用することを基本

2 焼却の順番

- ① 原則として民有地に保管している農林業系汚染廃棄物を優先
- ② 状態の悪いロールを優先

3 焼却の濃度区分

週単位で焼却対象とする濃度区分を選定

	濃度区分(Bq/kg)	処理予定量(t)
1	400超1,000以下	1,955
2	1,000超2,000以下	456
3	2,000超4,000以下	456
4	4,000超8,000以下	723
	計	3,590